構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大和郡山市

2 構造改革特別区域の名称

不登校児童生徒支援教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

大和郡山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、奈良盆地の北部に位置し、昭和29年市政施行以来約50年、人口約95,000人の中堅都市で地域における人と人とのつながりやふれあい、心の癒しやゆとりなど、これからの時代にふさわしい「まちづくり・ひとづくり」を目指している。

しかしながら、激変する社会状況や多様な価値の混迷、人間関係の希薄化などは、少なからず子どもたちの意識や生活に影響を及ぼしていると思われる。

とりわけ、不登校にかかわる問題は、教育上の課題であるのみならず本市の課題でもある。 平成13年度中に不登校を理由として年間30日以上欠席した本市の児童生徒数は、小学校では31人、中学校では119人の計150人で、全児童生徒数に占める割合では、小学校0.6%(奈良県0.44%、国0.36%)、中学校4.30%(奈良県3.16%、国2.81%)で、共に県、全国を上回る出現頻度である。

こうしたなか、本市においては、適応指導教室「あゆみの広場」の開設やスクールカウンセラーの全中学校区への配置、体験活動支援事業、少人数指導推進充実事業などの諸施策を積極的に行ってきた。

不登校児童生徒は、一人一人成長のスピードが異なり、それぞれに独自の課題を抱えて「生きる力」の発揮が困難な状態にある。

こうした視点に立って、市内の不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、新たな学びの場として、学科指導教室「ASU」(あゆみ スクエア ユニバース = あす)を郡山中学校・郡山南小学校の学校の一部として学校外に設置し、現在、最も障害となっていると思われる「一人一人の興味・関心、能力などの発達過程を考慮した個に応じた教育課程の編成」とひきこもり状態の不登校児童生徒に対する「IT等の活用による学習機会の拡大」、「ASU」設置に伴う「市町村費負担教職員の配置」、また、「不登校児童生徒のための通学区域の弾力化」の四点を共に推進するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市においては、平成9年度適応指導教室「あゆみの広場」を開設し、不登校児童生徒やいじめに遭い、緊急的に避難を要する児童生徒に対して、安心して過ごせる居場所を提供しつつ、学校への復帰をねらいとして取り組んできた。

4年後の平成13年度からは、それまでのねらいを継続しながら、臨床心理士や教員経験者、大学院生ボランティアを加え、個に応じた教科補充学習、個別カウンセリング、体験活動等を通した集団への適応指導により、「子どもたちの心の居場所づくり」「教科等補充指導」「進路保障」を3つの柱として、児童生徒の社会的自立を目指した支援を行ってきた。

また、近年、不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題への対応や幼稚園・学校における 教育相談体制の充実を図ることが求められていることから、市内の全中学校にスクールカウンセラーを配置し、「個別カウンセリング」「校内での研修」「コンサルテーション」などを通して 教員の資質向上や児童生徒に関する諸課題の解決に努めてきた。

一方、学校においては、学級担任を中心として家庭訪問や電話による相談など、不登校児童生徒一人一人に応じた対応や「市単独の加配教員」、「心の教室相談員」、「学習支援スタッフ」等の配置により「学習活動の支援」や「心のケア」に努めてきた。

こうした多角的な施策と対応にもかかわらず、全国的にも小・中学校の不登校児童生徒数は、平成13年度には、約13万9千人に上っており、過去最多を更新し続けている。

このことは、本市においても同様で、その数は依然減少していない現状がある。

現在、適応指導教室「あゆみの広場」に通う児童生徒は、指導要録上は出席扱いとなっているが、実際には欠席状況が継続しており、その半数以上が完全復帰ができない状況にある。

このため、郡山中学校及び郡山南小学校の学校外に、不登校児童生徒が主体的に学ぶことができる学科指導教室「ASU」を学校の一部として校種別に設置し、郡山中学校及び郡山南小学校に籍を置きながら、学習集団として学習活動を展開することができる新たな教育の場として、児童生徒の社会的自立を支援する。また、学科指導教室「ASU」に「市費負担の常勤教員を配置」することにより、子どもたちに全人的にかかわることができ、「ASU」の全体把握や日々の子どもたちのダイナミックスに対し、きめ細かく対応できる指導体制を確立することで、一貫性ある指導や児童生徒理解を一層充実させる取組を推進する。同時に、市として、学科指導教室「ASU」に学ぶ児童生徒やその保護者に対して、臨床心理士等による心理的支援を行う「ASUカウンセリングステーション」を新たに設置する。

ひきこもり状態の児童生徒に対しては、「IT等の機器を活用した学習機会の拡大」を図り、 自宅での学習を出席扱いするなど、学習意欲の喚起を図る。また、学びのパートナーによる 定期的な家庭訪問や対面指導による学習活動への支援やコミュニケーションづくりなどを通し て社会に対する興味関心を深めさせ、ひきこもり状態の解消を目指す。

大和郡山市においては、不登校児童生徒が増加し続ける現状にあって、児童生徒一人一人が、豊かな人間性や社会性など、真に「生きるための学力」を身に付け、自己実現を図っていく援助を行うことが喫緊の課題であり、このたびの特定事業を活用して、不登校児童生徒の進路保障や社会的自立のために『不登校対策総合プログラム』を推進するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 不登校児童生徒の将来にわたる社会的自立に向けた支援

(=不登校児童生徒数の減少)

不登校児童生徒が中学卒業後も引き続き、ひきこもり状態にあるなど、本人の進路形成に帰する問題に関し、義務教育段階において必要な学習支援や社会適応にかかわる情報の提供などの積極的な支援が必要である。

本市には、平成11年度から13年度において「不登校」を理由とする年間30日以上の児童生徒数は、平成11年度では小学校28人(0.5%)・中学校107人(3.6%)計135人、平成12年度、小学校32人(0.6%)・中学校122人(4.2%)計154人、平成13年度、小学校31人(0.6%)・中学校119人(4.3%)計150人である。

このうち、適応指導教室「あゆみの広場」において、過去3か年の間に、学校への部分復帰を除いて、完全に学校復帰をした児童生徒は11.1%に過ぎない。

こうしたなか、学科指導教室「ASU」における個の発達に応じた「教育課程の弾力化」、不登校児童生徒への学習活動等の支援の充実と、指導の連続性を重視した「市費負担常勤教員の配置」、ひきこもり状態の児童生徒に対する「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大」、転入学に配慮した「市内通学区域の弾力化」及び各中学校区に配置のスケールカウンセラーや学びのパートナーによるひきこもり状態にある児童生徒への働きかけや家庭訪問、新たに設置する「ASUカウンセリングステーション」の臨床心理士等による心理的支援などにより、進路選択の幅を拡大し、不登校児童生徒が抱えるストレスを和らげるとともに、社会的な自立を容易にするなど、不登校の解消に向けた取組を「不登校対策総合プログラム」として積極的に推進する。

学科指導教室「ASU」(あゆみ スクエア ユニバース)の特色

《基本理念》

新しい教育のパラダイムとしての「不登校対策総合プログラム」

本市の不登校の状態にある児童生徒が、明日へと生きる希望をつないでいけるよう構造 改革特別区域計画において、郡山中学校及び郡山南小学校の学校外に新たに学校の一 部として設置する学科指導教室「ASU」で適応指導教室「あゆみの広場」で得られた「臨床 の知」を生かしながら、柔軟な教育活動を展開することが可能となるよう、現行の「教育課 程の弾力化」とともに「市費負担常勤教員の配置」を行う。

同時に、不登校児童生徒のために、市内の通学区域を弾力化し、転入学や主体的な進路選択が可能となるよう配慮する。

また、ひきこもり状態にある児童生徒に対して「IT等の機器を活用した学習機会の拡大」 や自宅での学習を出席扱いするなど、「新しい教育のパラダイム」を構築し、『不登校対策 総合プログラム』として、積極的に不登校にかかわる対策を講じるものである。

<基本理念に基づく10項の実現>

(1) 「心の居場所づくり」

不登校の子どもたちは、「学校生活での影響」「家庭生活での影響」「本人の問題」等が 直接のきっかけとなり、不登校に陥っている場合が多い。こうした子どもたちが安心して通 うことができる「守りの環境」、すなわち「心の居場所」が必要である。

このような場において、共感体験を重ねることにより、心の安定を取り戻し、将来に向けての自立をサポートしていくことが可能となる。

そのため、新設の「ASU」において、教員による学習指導等を通した人間的な触れ合いや心のケア、また新たに設置する「ASUカウンセリングステーション」の臨床心理士を中心とする心理教育相談機能を充実させながら、児童生徒が自己評価を向上させていけるよう取り組むものである。

(2) 「個に応じた教育課程」

「ASU」に学ぶ児童生徒が、「生きるための学力」を身に付けていけるよう、現行のカリキュラム編成を弾力化して、一人一人に合った個別プログラムを設定することにより実態に応じた学習活動を行うものである。

具体的には、以下の2つを柱とする教育課程を推進する。

その1は、主として習熟の程度に応じた基礎的・基本的内容の着実な習得、多様な体験活動、総合的な学習、伝統文化活動の伝承などであり、同時に教科を選択させ学習意欲を喚起させていく内容である。

その2は、自由な雰囲気の中での自己表現の場が発達を促進することに鑑み、自己表現ができるプログラムを準備し、心のケアをしつつ、学習意欲を高める内容である。

具体的には、PCを活用した情報教育、芸術·体育的活動等の教育活動を推進する。

(新設教科:スポーツタイム、わくわくタイム、いきいきタイム、チャレンジタイム、あゆみ タイムなど)

(3) 「不登校児童生徒のための転入学の配慮」

不登校児童生徒が「ASU」に入室する場合、通学区域を弾力化し、転入学を容易にするなど、中学校は、「ASU」を設置する郡山中学校、小学校は、郡山南小学校に籍を置くこととする。退室に当たっては、主体的な転入学が可能となるよう通学区域を弾力化する。

転入学する場合においては、児童生徒及び保護者の意向を尊重しながら、「ASU」における経過、スクールカウンセラーなどによるアセスメント、学校関係者等の意見などを、「ASU支援委員会」において総合し、教育委員会が就学校を希望する要件や手続等を明確にしつつ、その判断を行う。

このことにより、個々の児童生徒の実情に応じた対応が可能となり、より多様な進路の 選択や、抱えるストレスの緩和等、不登校の問題の解決につながることをねらいとする。

(4) 「IT等の活用による学習機会の拡大」

市内のひきこもり状態にある不登校児童生徒に対して、IT等の機器を活用した学習機会の拡大を図り、自宅での学習を出席扱いするなど、登校できない状態の児童生徒の心理的支援に努めるとともに、学習活動の支援を行う。

また、「ASUカウンセリングステーション」の学びのパートナーが学科指導教室「ASU」と連携し、定期的に家庭を訪問し、対面指導を行うことにより、機器操作の指導を通したコミュニケーションづくりを行ったり、外部との交信を通して、社会とのつながりを持たせるなど、社会に対する興味・関心を深めさせ、ひきこもり状態の解消を目指す。

(5) 「体験活動の充実」

不登校児童生徒が自然とのかかわりや宿泊などの様々な体験活動を通して、自己の存在を肯定(Be there)し、情緒の安定を図るとともに、社会的スキルを高め、人間関係調整能力やコミュニケーション能力の育成などを可能とするものである。

体験活動は、また、他者との関係を形成するきっかけとなり、自己概念を高め、自己の存在を肯定し、集団における適応能力や自己有用感を涵養していく動機付けとなるものである。こうした活動により、自信の回復や自己認知、自己概念を高めるなど、児童生徒の自主・自立を図っていく。

(6) 「ガイダンス指導の充実」

「ASU」に通う児童生徒が、自らの進路を考えるとき、保護者を含めて不安を抱く場合が多い。「ASU」に通う児童生徒、とりわけ、中学卒業を控える年齢の生徒たちにとって自らの進路選択は大きな課題であり、不安や悩みも大きい。

このことは、また、保護者にとっても同様である。個々の生徒がもつ多様な特性を生かし、それを十分に伸長し、発揮させるに当たっては、すべての児童生徒に同一の達成目標を課すのではなく、一人一人に寄り添い、自己決定を促す指導・援助が大切である。

将来の豊かな可能性を有する児童生徒に対するガイダンスでは、望ましい自己実現を図るため、進路選択を含め、社会性の育成、集団適応への指導助言を行うものである。

(7) 不登校児童生徒及び保護者への「心理的支援」

「ASU」に通う児童生徒やその保護者等が気軽に相談できる環境を構築するため、新たに臨床心理士等による「ASUカウンセリングステーション」を設置し、「個別カウンセリング」を通して「ASU」の児童生徒及び保護者への理解を深めながら、その心理的支援に努める。

また、市内全中学校区に配置しているスクールカウンセラー、教育相談担当者など学校関係者が不登校児童生徒の自立に向けた連携の場を構築し、定期的に情報交換を行うなどして、不登校児童生徒の自立支援を行う。

(8)「あゆみタイム」の創設

「自己をみつめる時間」を「あゆみタイム」として、新たな教育課程に位置付け、週2回程度、児童生徒と共に自由に語り合うことなどを通して、自己認知と他者認知を深め、「生きる」という課題に向かうことを目的として実施する。

自己理解と他者理解を深めるセッションを設定し、言語的・非言語的心理療法の知見を生かしたグループアプローチを積極的に採用し、自己表現の場を通して、きめ細かな発達を促す。

(9) 「不登校の子どもを持つ保護者への支援」

不登校にかかわる諸問題について、スクールカウンセラーや医師及び「ASUカウンセリングステーション」の臨床心理士によるパネルディスカッションや市内の保護者等を交えた「不登校を語るフォーラム」を開催する。

このことにより、保護者同士が互いの体験や悩みを語り合い、相互のつながりを築くことができる場を提供するとともに、不登校理解など不登校児童生徒を持つ保護者支援を行う。

同時に、「グループカウンセリング」などを通して、不登校の子どもを抱える保護者が不安や悩みを語り合うことができる保護者会を定期的に開催する。

(10) 自己点検及び自己評価システムの推進

「ASU」で実施する教育課程やカウンセリング等の情報を共有するため、個人用記録を作成する。ただし、記録の取扱いについては、個人情報の保護及び守秘義務について十分配慮する。

また、実施予定の教育課程の効果や成果を自己点検・自己評価し、今後の教育活動に活用するとともに、また、学識経験者の参加を求めながら、謙虚にその効果的な在り方について自己点検を行う。

(2) 全国への波及効果

新たな教育システムとしての学科指導教室「ASU」の設置により、不登校児童生徒への 取組が、施設整備の充実を含めた総合的な不登校対策のモデルケースとして、全国の市町 村に反映することが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域社会に有為な人材の育成及び不登校児童生徒の減少

増加する不登校児童生徒に対して、社会的な自立を支援することにより、社会参加を達成し長期的な展望に立つ有為な人材の育成と、保護者の精神的ストレスを和らげるなどの保護者支援が可能となる。

同時に、増加の一途を辿る不登校児童生徒数を食い止め減少へと転じることができる。 こうしたことで、本市の不登校児童生徒を持つ保護者のみならず、他市町村からの不登 校児童生徒の転入も見込まれ、市全体として教育にかかわる諸施策の充実や転居に伴う 経済活性化が図られる。

また、社会問題ともなっている中学卒業後の就学就労やひきこもり状態の解消、高等学校中途退学者の減少につながることが見込まれる。

不登校児童生徒数の減少(目標数)

大和郡山市 H13年度調 查 150人 (小31人 中119人) H16年度目標数 130人 (小26人 中104人) H17年度目標数 110人 (小22人 中 88人) H19年度目標数 80人 (小16人 中 64人) H25年度目標数 70人 (小14人 中 56人)

(2) 教員の資質向上等、学校教育の向上

「心にアプローチできる教師を育てる」という視点をもって、学科指導教室「ASU」において、不登校に関する研修の場として、不登校児童生徒の実態に合った研修を実施する。

このことにより、不登校に関する知識や理解が進むなど、教員の教育相談にかかわる資質の向上とともに、学校教育の充実を図ることができる。

(3) 不登校についての社会的認知の深化

「ASU」が郡山中学校・郡山南小学校の学科指導教室として設置されることにより、不登校にかかわる新たな対策として周知され、広〈社会に認知されるようになる。

また、スクールカウンセラーや外部の県相談機関などの公的機関及びフリースクールなどの民間施設と積極的に連携することにより、不登校にかかわる支援ネットワークの推進を図ることができる。

こうしたことにより、個々の児童生徒が抱える課題に対して、より的確に支援することが可能となり、本市における市民の不登校にかかわる社会的認知が高まるとともに、本人の自己 実現の援助や保護者の精神的な負担を軽減できるようになる。

8 特定事業の名称

番号803「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」

番号805「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」

番号810「市町村費負担教職員任用事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 学科指導教室「ASU」の設置

市内の不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、郡山中学校及び郡山南小学校の学校外に学校の一部として新たに学科指導教室「ASU」を設置する。

不登校児童生徒の指導に当たっては、新たに配置する市費負担による常勤の教員などが 習熟の程度に応じた教科学習や、体験活動などを柱とする独自のカリキュラムの編成によ る個々の児童生徒の実態に応じた学習指導を行う。

平成15年度から、適応指導教室「あゆみの広場」の専門相談員を対象に、次年度の開設を目途にした研修の充実に努めているところであり、専門相談員の指導日数及び「丁等を活用した学習指導体制及び学びのパートナーによる対面指導を充実させていく方針である。

現在、大和郡山市教育委員会が運営する適応指導教室「あゆみの広場」には、児童生徒 19名(小学生1名・中学生18名)が通室している。(対象人数20名)

[ASU支援委員会について]

構成員:スクールカウンセラー、「ASU」教員等、「ASUカウンセリングセンター」臨床心理 士、学校関係者

内容:「ASU」に入室する場合、ASU支援委員会を経て、通学区域を弾力化し、「ASU」を設置する郡山中学校及び郡山南小学校に籍を置くこととする。また、退室に当たっては、ASU支援委員会において、本人と保護者の意向を尊重しながら、「ASU」における経過、スクールカウンセラーなどによるアセスメント、学校関係者等の意見などを総合して、転入学する学校について教育委員会が判断する。

(2) 「ASUカウンセリングステーション」の設置

臨床心理士など、心の問題について、専門的な知識・経験を有する専門家による「ASU カウンセリングステーション」を新たに設置する。

学科指導教室「ASU」に学ぶ児童生徒や、市内の不登校児童生徒及びその保護者等を対象にした個別カウンセリングやグループカウンセリングなどを通して、不登校の心理的背景への理解を深め、子どもたち本人をはじめ、保護者の抱える悩みを受け止めるなどの心理的支援を行う。

現在、適応指導教室「あゆみの広場」の専門相談員数は、計10名で、臨床心理士等は3名、中学校及び高校での教員経験者など、教職免許所有者5名、臨床心理学専攻の大学生及び大学院生2名で指導に当たっている。日々の指導は5~7名で行い、週1回の全体ミーティングを行っている。

「ASUカウンセリングステーション」

指導者配置計画

臨床心理士等 計3名 (常勤臨床心理士1名を含む)

(3) 市内全中学校(5中学校)への「スクールカウンセラーの配置」

高度に専門的な知識・技術を有する臨床心理士からの助言により、いじめや不登校等に関し幼児児童生徒、保護者、教員を対象に、各中学校のカウンセリングルームにおいて必要な支援を行う。

また、校区のひきこもり状態に近い子どもたちへの働きかけや、「ASU」へのリファー等、不登校の総合的な対策に積極的にかかわる。

〔スクールカウンセラーの資格〕 臨床心理士、大学教授、医師等

[勤務形態] 週1~2回 年間35週

(4) 「学びのパートナー」の派遣

新たに設置する「ASUカウンセリングステーション」に、臨床心理学を専攻する大学院生を「学びのパートナー」として、各中学校区へのスクールカウンセラーの配置と共に、子どもたちの心のケアを務めるパートナーとして派遣する。

このことにより、スクールカウンセラーと学びのパートナーが連携し、システィマティックに 不登校児童生徒やその保護者の支援にかかわることができる。

今年度、スクールカウンセラー配置校の内、1中学校区において、スクールカウンセラーと 共に学びのパートナー(大学院生2名)を配置し、次年度を目途にした形態を取り入れている。

同時に、IT等の活用による学習活動の支援においては、学びのパートナーが家庭訪問し、対面指導を行うことにより、IT機器操作の指導を通したコミュニケーションづくりや外部との交信を通して、社会に対する興味・関心を深めさせ、社会とのつながりを持たせるなど、ひきこもり状態の解消を目指す。

また、IT等の学習に参加できない状態の児童生徒に対して、保護者の要請により、ひきこもりの状態にある児童生徒を定期的に訪問し、対面指導を行う。「人間関係の育ち」に配慮しながら、随時、訪問し、学習への動機付けや自立への支援を行う。

(5) 不登校児童生徒の学習支援のためのPCの設置

市内のひきこもり状態にある不登校児童生徒に対して、学習支援のためのPCを設置する。これらの機器を活用して学習機会の拡大を図り、IT機器で学習する児童生徒が自宅で学習することを出席扱いするなどして、学習意欲の喚起を図る。

その際、学びのパートナーによる対面指導により、操作指導等をコミュニケーションづくりの好機とし、社会的な興味・関心を深めさせながら、ひきこもり状態の解消を目指す。

IT等の活用による対象児童生徒数は、当初15名とし、状況に応じてPCの設置数について、随時検討していく。

(6) 大和郡山市立「少年自然の家」における体験プログラムの策定

県内唯一の市町村施設である大和郡山市立「少年自然の家」を不登校児童生徒のための体験活動の拠点とし、年間20回程度の自然体験プログラム(別紙4 ネイチャーフィーリ

ング あゆみ出そう!自然の中へ仲間と共に)を策定する。

少年自然の家は、奈良県北部、大和郡山市北西部の矢田丘陵南麓に位置している。 近隣は、県立「矢田山遊びの森」及び「子ども交流館(H15.5 オープン)や里山、民俗公園 (県立博物館)などに囲まれ、「人々の暮らしと自然」が調和した環境にある。

こうした自然環境の中で、自然体験や表現活動、創作活動などを通して、より豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、子どもたちの主体的な活動を支援しながら、相互の人間関係を築いていくことができる力をはぐくむものである。

(7) 「不登校を語るフォーラム」の開催

不登校にかかわる諸問題について、スクールカウンセラーや医師及び「ASUカウンセリングステーション」の臨床心理士によるパネルディスカッションや、市内の保護者等を交えた「不登校を語るフォーラム」を通して、保護者同士が互いの体験や悩みを語り合い、相互のつながりを築くことができる場を提供するとともに、不登校理解など不登校児童生徒を持つ保護者の支援を行う。

(8) 「語らい広場」(不登校を語る集い)の設置

「ASU」の教員や「ASUカウンセリングステーション」の臨床心理士等、各学校で不登校 児童生徒を持つ学級担任等が、月1回程度定期的に集まり、情報交換やケースカンファレン ス等を行うなど、気軽に集い相談できる、語らい広場(不登校を語る集いの場)を設置し、こ の問題にかかわる研修と相互の連携の場とする。

(9) 「ASU支援ネットワーク」の構築

より柔軟にこの問題に対応していくため、既存の市内の生徒指導部会等や、県相談機関などの公的相談施設及びフリースクールなどの民間施設と積極的に連携協力することにより、「ASU」に学ぶ児童生徒を支援する実質的なネットワークづくりを行う。

このことにより、個々の児童生徒が抱える課題に対して、より的確に支援することが可能 となる。

(10) 自己点検・自己評価のシステムづくり

「ASU」での取組に対して、その成果や課題についての自己点検、自己評価を行うシステムを構築する。

「ASU」で実施する教育課程やカウンセリング等の情報を共有するため、教育活動全般にかかわる個人用記録を作成する。ただし、記録の取扱いについては、個人情報の保護及び守秘義務について十分配慮するものとする。

また、教育課程の効果や成果を自己点検・自己評価し、今後の教育活動に活用するとと もに、また、学識経験者の参加を求めながら、謙虚にその効果的な在り方について自己点 検を行う。

【別紙】

1 特定事業の名称

番号803「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

郡 山中学校 学科指導教室「ASU」 郡山南小学校 学科指導教室「ASU」

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

実施主体 大和郡山市

事業に関与する主体 大和郡山市教育委員会事務局学校教育課

事業区域 大和郡山市 (平成16年4月開設予定の「ASU」)

実施期間 平成16年4月1日~特定事業終了とされるまで

整備施設や内容

「ASU」 大和郡山市南郡山町554-1

大和郡山市教育委員会内施設(H16年4月から2室を加え使用予定) スタディルーム、レクリエーションルーム、スタッフルーム、隣接の市立体 育館(通年使用)、大和郡山市立少年自然の家

5 当該規制の特例措置の内容

大和郡山市では、現在、150名の児童生徒が自宅にひきこもったり学校へ登校できない状態であり、ややもすると社会から断絶された状況におかれているともいえる。

このような状況にある児童生徒に対して、あらゆる機会にあらゆる場面において教育の目的が実現されるべく、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会が与えられなければならないとする「教育基本法」及び「学校教育法」の理念を踏まえ、それぞれの年齢や個人的発達の状況に応じた学校教育を保障し、未来の大和郡山市を担う人材を育成する必要がある。

本事業は、各学年の学習指導要領を基本としつつ、「ASU」に学ぶ児童生徒一人一人の実態に応じた弾力的なカリキュラムを編成することで、学校教育を展開する学科指導教室「ASU」(あゆみ スクエア ユニバース)を設置するものである。

同様の悩みをもつ同年齢の子どもたちがこの「ASU」で学び、将来に向けた社会的な自立を目指す。

対象となる学校

大和郡山市立郡山中学校及び大和郡山市立郡山南小学校

学科指導教室「ASU」について

郡山中学校及び郡山南小学校の学校外に学校の一部として、不登校児童生徒が主体的に学ぶことができる学校教育の場として、校種別に学科指導教室「ASU」を設置する。児童生徒は、郡山中学校及び郡山南小学校に籍を置きながら、学習集団として学習活動を展開することができる。

(1) 名 称

「ASU」 Ayumi Square Universe(あゆみ スクエア ユニバース = あす)
「ASU」で学ぶ児童生徒が、明日なる世界へ羽ばたいていくという「希望」を意味する。
在籍中の不登校児童生徒の卒業後の進路が単に学校のみならず、世界に目を向けた
進路選択となるようにとの願いが込められている。

(2) 通室対象児童生徒

通室対象とする児童生徒は、市内在住で「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とする文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校に定義される児童生徒及びそれに準じる状態にある児童生徒

(3) 「ASU」教員配置計画

中学校 市費常勤教員 1 名

· 非常勤教員(教職経験者等) 6 名 計 7 名

小学校 · 市費常勤教員 1 名

· 非常勤教員(教職経験者等) 6 名 計 7 名

学びのパートナー(大学院生5名)は、学習活動等の補助を行う。

(4) 平成16年4月開設時における「ASU」の対象人数

- · 小·中学生 計30名 · IT等の活用対象児童生徒 計15名 合計 45名
- ・その他、IT等の学習に参加できない状態の児童生徒 使用施設の物的環境及び規模を考慮し、現状に即し30名を上限とする。 ただし、将来的にキャパシティが拡大されればこの限りではない。

(5) 「ASU」施設の概要

スタディルーム、レクリエーションルーム(2室)、スタッフルーム、大和郡山市立体育館 及び公民館、大和郡山市立少年自然の家 今後、使用する施設設備は検討課題とする。

学科指導教室「ASU」の教育課程について

1 教育課程についての基本的な考え方

- (1) 特色ある教育課程の編成を行うことで、一人一人の発達段階や学習内容の到達度に応じた指導を行う。
- (2) 不登校児童生徒の実態に応じた授業時数等を設定するなど、弾力的な編成を行うことにより、積極的な自立支援に努める。

2 教育課程の基準によらない部分

<学校教育法施行規則 第24条 第53条 第54条>

原則として、現行の学習指導要領に基づき指導を行うこととする。しかし、不登校児童生徒の実態に応じ、ボランティア体験、自然体験、勤労生産体験、情報学習等の取組を行うなどのため、また「読む・書〈・聞〈・話す」という基本的な能力を育成する国語や算数・数学、英語などの教科については学年を超えた習熟の程度に応じた指導を充実させるために、現行学習指導要領に示す各教科等の一部を削除し新し〈教科を設置したり、教科等の指導内容を部分的に指導しないことを可とする。

(1) 教育課程の編成 削除、新設する教科等

削除または統合される教科	科等(校種、学年)	新 設 す る 教 科 等
体育·保健体育科	(小・中)	「スポーツタイム」 (小·中) ねらい 体力の向上や身体の健康増進、また集 団の中でのコミュニケーションを重視した 活動をねらいとする。
生活科 家庭科 技術·家庭科	(小1,2年) (小5,6年) (中)	「わくわくタイム」 (総合的な学習の時間 (小·中)) 地域見学、ボランティア体験、 自然体験、勤労生産体験、情報学習等
音楽科 図画工作科 美術科	(小·中) (小) (中)	「いきいきタイム」 ねらい 音楽、図画工作、美術の分野で創作 や表現を重視した活動をねらいとする。 「チャレンジタイム」(選択教科 (小)) ねらい 自分で計画をたせさせることで、意欲を 持って学習に取り組むことをねらう。
道徳 特別活動		「あゆみタイム」 (小・中) ねらい 「自己をみつめるための時間」とし「AS U」の学習指導員等と共に自由に語り合う ことなど、自己認知と他者認知を深める。 また、自己表現の場として、きめ細かな発 達を促すことをねらいとする。

(2) 新設する教科の名称

教 科 等	新設する教科の名称
体 育·保 健 体 育 科	「スポーツタイム」
総合的な学習の時間	「わくわくタイム」
音楽·図画工作、美術科	「いきいきタイム」
選 択 教 科	「チャレンジタイム」
道 徳 ・特 別 活 動	「あゆみタイム」

(3) 授業時数 弾力的な週時程の編成 総授業時数

区分	学 年	年間授業時数	学習指導要領総授業時数
			1年 782単位時間
小学校	1・2・3年	7 3 5 単位時間	2年 840単位時間
			3年 910単位時間
	4・5・6年	805単位時間	945単位時間
中学校	1・2・3年	840単位時間	980単位時間

【小学校】 <1~6年>

斜字は標準時数

	Î	各	教	科	の	授	業	時	数			道	特	あ	チ	総	さ	総
	玉	社	算	理	生	音	図	家	体	ス	١J	徳	別	ゅ	ヤ	合	<	授
	語	会	数	科	活	楽	画	庭	育	ポ	き		活	み	レ	的	わ	業
X							エ			1	い		動	タ	ン	な	<	時
							作			ツ	き			1	ジ	学	タ	数
分										タ	タ			厶	タ	習	1	
										1	1				1	の	Δ	
										ム	ム				ム	時		
																間		
第一学年	272		114		102	68	68		90	/		34	34					782
第二学年	280		155		102	70	70		90			35	35					840
第三学年	235	70	150	70		60	60		90			35	35			10	<i>75</i>	910
第四学年	235	<i>85</i>	150	90		60	60		90			35	35			10	<i>75</i>	945
第五学年	180	90	150	95		50	<i>50</i>	60	90			35	35			11	10	945
第六学年	175	100	150	95		<i>50</i>	<i>50</i>	<i>55</i>	90			35	35			11	10	945
第一~三																		
学年	245	0	140	0	0	0	0	0	0	105	70	0	0	70	0	10)5	735
第四~六																		
学年	175	35	105	70	0	0	0	0	0	105	70	0	0	70	70	10)5	805

【中学校】 < 1 ~ 3年 >

斜字は標準時数

		各	教	科	の	授	業	時	数	Ţ		道	特	あ	選	チ	総	わ	総
	国	社	数	理	音	美	保	技	外	ス	١١	徳	別	ゆ	択	ヤ	合	<	授
X	語	会	学	科	楽	術	健	術	国	ポ	き		活	み	教	レ	的	わ	業
							体	家	語	1	١J		動	タ	科	ン	な	<	時
							育	庭		ツ	き			1		ジ	学	タ	数
分										タ	タ			ム		タ	習	1	
										1	1					1	の	ム	
										ム	ム					ム	時		
																	間		
第一学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	/	/	35	35	/	0	<i>30</i>	70	-	980
																		100	
第二学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105			35	35		50	-	70	-	980
															80	0		105	
第三学年	105	85	105	80	35	35	90	70	105		/	35	35		10	5 <i>-</i>	70	-	980
															1	65		130	
第一~三																			
学年	70	35	70	35	0	0	0	0	70	105	70	0	0	70	2	10	10)5	840

週あたりの授業時数

区分	学 年	一週あたり	一週あたり 標準授業時数					
		授業時数	(総授業時数/35週)					
			1年 23単位時間					
小学校	1・2・3年	21単位時間	2年 24単位時間					
			3年 26単位時間					
	4·5·6年	23単位時間	27単位時間					
中学校	1・2・3年	24単位時間	28単位時間					

(4) 学習時間

小学校45分、中学校50分を学習時間とし、この時間が学習の単位時間となる。

児童生徒の状態から30分(35分)を5日間行い、3単位時間と認定するなど弾力的な学習も認める。

3 週時程

【小学校】

<1~3年>

校	時	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:20	始まりの活動					
9:20 ~ 9:50	読書タイム	読書(国)	読書(国)	読書(国)	読書(国)	読書(国)
9:50 ~ 10:35	1限目	あゆみ	算数	国語	国語	算数
10:35 ~ 11:10	スポーツタイム	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポ゚ーツ	スポーツ
11:10 ~ 11:55	2限目	国語	国語	算数	算数	あゆみ
11:55 ~ 13:00	昼食·休憩					
13:00 ~ 13:45	3限目	わくわく	いきいき	わくわく	いきいき	わくわく
13:45 ~ 13:55	終わりの活動					

1週間あたりの授業時数は、21単位時間

年間21h×35=735h

- * $3 h \times 5 = 15 h$
- * スポーツタイム(35 x 5=175) 3 h
- * 読書タイム (30 x 5=150) 3 h 国語
- *別途年間指導計画を作成する。

【小学校】

< 4 ~ 6年>

校	時	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:20	始まりの活動					
9:20 ~ 9:50	読書タイム	読書(国)	読書(国)	読書(国)	読書(国)	読書(国)
9:50 ~ 10:35	1限目	あゆみ	算数	国語	社会	算数
10:35 ~ 11:10	スポーツタイム	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポ゚ーツ	スポ゚ーツ
11:10 ~ 11:55	2限目	国語	理科	理科	算数	あゆみ
11:55 ~ 13:00	昼食·休憩					
13:00 ~ 13:45	3限目	わくわく	いきいき	わくわく	いきいき	わくわく
13:45 ~ 14:20	チャレンシ゚タイム	チャレンシ		チャレンシ		チャレンシ
14:20 ~ 14:30	終わりの活動		13:45 ~ 13:55		13:45 ~ 13:55	

- 1週間あたりの授業時数は、23単位時間 年間23h x 35 = 805h
 - * 3 h × 5 = 1 5 h
 - * スポーツタイム(35 × 5=175) 3 h
 - * チャレンジタイム(35 × 3=105) 2 h 選択
 - * 読書タイム (30 × 5=150) 3 h 国語
 - *別途年間指導計画を作成する。

【中学校】

<1~3年>

校	時	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:20	始まりの活動					
9:20 ~ 9:50	チャレンシ゚タイム	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ
9:50 ~ 10:40	1限目	あゆみ	英語	数学	社会	国語
10:40 ~ 11:10	スポーツタイム	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ
11:10 ~ 12:00	2限目	数学	国語	理科	英語	あゆみ
12:00 ~ 13:00	昼食·休憩					
13:00 ~ 13:50	3限目	わくわく	いきいき	わくわく	いきいき	わくわく
13:50 ~ 14:20	チャレンシ゚タイム	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ	チャレンシ
14:20 ~ 14:30	終わりの活動					

- 1週間あたりの授業時数は、24単位時間 年間24h x 35 = 840h
 - * $3 h \times 5 = 15 h$
 - * スポーツタイム(30 × 5=150) 3 h
 - * チャレンジタイム(30×2×5=300) 6h 選択
 - *あゆみタイム「自己をみつめる時間」(自己認知、他者認知を深めるセッション)
 - *別途年間指導計画を作成する。

4 設定のための配慮

市内の不登校児童生徒のため、「ASU」が心の居場所として機能し、生徒たちが安心して登校できるようにするため、週時程の設定には配慮しなければならない。

週時程は、児童生徒一人一人の興味・関心や適性等の状況に応じて弾力的に編成を行い魅力のある学習の場となることで、不登校児童生徒の積極的な自立支援に努めるものとする。

(1) 全体

活動内容、場所、日時等、児童生徒の状況により弾力的に対応する。

学習意欲や社会性を身に付けるために、児童生徒の興味や関心を踏まえた活動を設 定する。

体験的な学習を多く取り入れた活動を設定する。

集団の中での様々な活動を通して、開放的な雰囲気をつくり、相互のコミュニケーションを重視した受容的な人間関係の確立を図る。

学習時間は、5(4)教科と実技教科を選択させ、学習意欲を喚起させる取組も考える。 5(4)教科の学習意欲の低下が見られる児童生徒には、PCソフトを利用した学習など に取り組ませることで学習意欲の向上を図る。

(2) 授業形態

5(4)教科については、毎日2時間程度の学習時間を確保する。

教科ごとに一斉、グループまたは個別学習の形態を取り入れる。

教科により、習熟の程度に応じた指導を行う。

(3) 教科のねらい

「スポーツタイム」を体育、保健体育科として見なす。身体運動により抱えるストレスの解消を図ることと、集団活動を通して社会性を身に付けさせる目的で「スポーツ全般」を中心とした活動を行う。

「わくわくタイム」(総合的な学習の時間)をまとめ取りをする。体験的な内容をできるだけ取り入れたり、実技教科の学習内容を取り入れ体験的な活動とする。

「いきいきタイム」(音楽・図画工作、美術科)音楽、図画工作、美術の分野で創作や表現を重視した芸術活動を行う。

「チャレンジタイム」を選択教科と見なす。小学校課程においては新設教科とする。

自分で計画を立てさせることで意欲的な学習になることをねらいとする。また、学力の 向上を図るため、計算問題や漢字の書き取りなど基礎的な学習に取り組む。

「あゆみタイム」

「自己をみつめる時間」として、児童生徒と共に自由に語り合うことを通して、自己認知と他者認知を深め、「生きる」という課題に向かうことをねらいとする。同時に、自己表現の場としてきめ細かな発達を促す。

5 出席の扱い

「ASU」への出席扱い日数については、学習時間小学校45分、中学校50分を1単位時間とし1日4単位時間とする。

【別紙】

1 特定事業の名称

番号805「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大和郡山市内の全小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

実施主体 大和郡山市

事業に関与する主体 大和郡山市教育委員会事務局学校教育課

事業区域 大和郡山市 市内小中学校

実施期間 平成16年4月1日~特定事業終了とされるまで

整備施設や内容

「ASU」 大和郡山市南郡山町554-1

大和郡山市教育委員会内施設(H16年4月から2室を加え使用予定) ノート型パーソナルコンピュータ15台(不登校児童生徒用)

5 当該規制の特例措置の内容

市内のひきこもり状態にある不登校児童生徒に対して、IT等の機器を活用した学習機会の拡大を図り、自宅での学習を出席扱いするなど、学習意欲を喚起する。

同時に、「学びのパートナー」が定期的に家庭を訪問し、対面指導を行うことにより、機器操作の指導を通したコミュニケーションづくりに努めるとともに、外部との交信を通して、社会とのつながりを持たせ、興味・関心を深めさせるなど、ひきこもり状態の解消を目指す。

【第1段階】

「ASU」から電子メールやファックスにより言葉かけなどのアプローチを行う。

【第2段階】

動機付けができた段階で、学びのパートナーが電子メールやファックス等を利用した 交流を開始する。

【第3段階】

学びのパートナーが、家庭訪問し、IT等の活用による学習活動の支援について説明をする。

【第4段階】(「ASU」は、PC等を貸与する。)・・・・・出席扱いが可となる。

学びのパートナーが訪問指導による相談やコンピュータの基本操作を対面指導する。 【第5段階】

「ASU」から電子メールにより、学習教材や学習ソフトを提供し、個に応じた学習支援プログラムによる学習支援を行う。

【第6段階】

ホームページの作成を指導する。不登校児童生徒同士が、情報の交流ができるようにする。

【第7段階】

その他、デジタルカメラを使っての体験活動の記録保管やインターネット上で目的に沿って検索し情報の収集を行う。

校長が当該児童生徒を出席扱いとする場合の根拠となる事項

学びのパートナー等の家庭訪問により、相談や対面による学習支援が行われた場合 学びのパートナー等とメール交換やファックスなどの文字による交流ができた場合 学びのパートナー等の家庭訪問により、コンピュータ操作の基本学習が行われた場合

出席扱い及び出席日数について

上記の事実を学びのパートナーにより、「ASU」が把握し、出席扱いとする。

出席扱いとする日数は、学習時間小学校45分·中学校50分を1単位時間とし、1日を4単位時間とする。また、児童生徒の実状により小学校30分·中学校35分を5日間行い、3単位時間と認定するなどの弾力的な学習を認める。

不登校児童生徒のうち、IT等の活用によらない児童生徒に対しては、学びのパートナー等が家庭訪問し、対面指導を通して学習活動を支援する。

学習課題への取組や学習時間、学習内容の記録や報告といった条件を満たした活動については、学びのパートナーにより、「ASU」が把握し、出席扱いとする。

各活動(インターネットを活用した学習も含めて)については、児童生徒本人が学びの パートナーに報告する。

学習時間を積み重ねることが出席として扱われることなどが、学習への意欲付けにもつながり、学習の機会や生活の場の拡大が図られる。

こうした取組を通して、ひきこもり状態から生活の場を広げ「ASU」への参加や、社会的自立に向かうチャンスとしたい。

【別紙】

1 特定事業の名称

番号810「市町村費負担教職員任用事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大和郡山市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

実施主体 大和郡山市

事業に関与する主体 大和郡山市教育委員会事務局学校教育課

事業区域 大和郡山市 (平成16年4月開設予定の「ASU」)

実施期間 平成16年4月1日~特定事業終了とされるまで

整備施設や内容

「ASU」における市費負担常勤教員 2 名

5 当該規制の特例措置の内容

本市の総合的な不登校対策として、新たに設置する不登校児童生徒の社会的自立を支援する新たな学びの場、郡山中学校及び郡山南小学校の学科指導教室「ASU」において、市費負担常勤教員2人を、学習活動等の支援充実のために配置するものである。

教職員の任用に当たっては、市費負担の各校種の教職免許を所有する「常勤教員」を配置する。このことにより、不登校の状態にある子どもたちに全人的にかかわることができ、日々変化する子どもたちによるダイナミックスに対し、指導の連続性と責任性を重視し、年間を通じて学習面及び生活面の様子を的確に把握することができる。

また、組織運営上、「ASU」の全体把握とともに、他の非常勤教員のリーダー的存在として指導援助し、児童生徒にかかわる情報を提供するコーディネーターとしての役割も同時に果たせる。

常勤教員を中心にした学習活動を通した触れ合いにより、子どもたちは多様な個性と出会うことができ、それぞれにコミュニケーションづくりを進めることができる。

学習活動を通した「ASU」教員とのかかわりを通して、人間関係を築いていくことが可能となり、将来、人として生きていくために必要な人間性や社会性を身に付けることができる。

具体的には習熟の程度に応じた教科学習や、体験活動などを柱とする独自の「弾力化した教育課程」による、個々の児童生徒の実態を踏まえた学習指導等を行うなどして、一貫性のある指導や児童生徒理解を一層充実させることができる。こうしたことにより、学科指導教室「ASU」の設置目的や計画の目標が実現できるようにする。